

砂利採取業承継届書

※整理番号

※受理年月日

年

月

日

年

月

日

京都府知事

京都府

広域振興局長

様

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては、

その代表者の氏名



砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名 又 は 名 称	
	法人にあっては、 その代表者の氏名	
	住 所	
	法第3条の登録を受けた 年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業 務 主 任 者 の 氏 名	
承 継 者 に 関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業 務 主 任 者 の 氏 名	

(備考)

- ※印の項は記載しないこと。
- 「承継者に関する事項」は、承継者が砂利採取業者登録をしていない場合もあるので、その際は「一」線若しくは「なし」と記載すること。
- 承継届書を提出する時は、次の書類を添付すること。
 - 承継者が法第6条第1項第1号から第4号・第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書
 - 承継者が法人にあっては、定款及び登記簿の謄本
 - 登録事項確認書
 - 承継者（法人にあっては、業務役員）の本人確認書面（本人確認書面は住民票の写し等又は運転免許証若しくは健康保険証のコピーとする。）
 ※ 上記アからエの書類に加え、次の①から④の書類を添付すること。

① 相続による承継	③ 分割による承継
ア 相続人の戸籍謄本（ただし、相続人が被相続人の戸籍より除籍した場合は、被相続人の除籍謄本）	ア 砂利採取業者事業承継証明書（様式第6の2）
イ 砂利採取業者相続同意証明書（様式第5）又は砂利採取業者相続証明書（様式第6）	イ 事業の全部承継を証する書面
② 合併による承継（添付書類は必要ない。）	④ 事業の全部譲渡による承継
	ア 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）
	イ 事業の全部譲渡を証する書面

(承継者用)

砂利採取法第6条第1項第1号から第4号・第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

承継者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）

印

次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 砂利採取法（以下「法」という。）又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない。
- 2 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない。
- 3 法第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが、法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者で、その処分があった日から2年を経過しない。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（後記6において「暴力団員等」という。）である。
- 5 法人であって、その業務を行う役員のうちに前記1から4までに該当する者がある。
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する。

(備考)

- 1 承継者が個人の場合、「第4号・第5号」は第5号を抹消し、「5 法人であって、その・・・」の項も抹消すること。
- 2 承継者が法人の場合、「第4号・第5号」は第4号を抹消すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

登録事項確認書

年 月 日

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

登録申請者氏名（法人にあっては代表者の氏名）

印

登録申請者（法人にあっては、業務役員（代表者を含む。監査役を除く。））及び砂利採取業務主任者であって、新たにその職に就任する者を下記のとおり報告します。

記

役 職 名	ふり 氏 がな 名	生年月日	性 別	備 考

- （備考）
- 「役職名」は、登録申請者が個人の場合は「代表者」、法人の場合は「登記簿謄本に記載の役職名」を記入し、砂利採取業務主任者については、「業務主任者」と記入する。
 - 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4の2

砂利採取業者事業譲渡証明書

※ 整理番号

※ 受理年月日

年 月 日

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

譲り渡した者

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者のふりがな氏名
住 所

印

譲り受けた者

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者のふりがな氏名
住 所

印

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

2 譲り渡しの年月日

(備考)

1 ※印の項は記載しないこと。

2 ふりがな氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 5

砂利採取業者相続同意証明書

※ 整 理 番 号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

住 所

証明者氏名^{ふりがな}

印

住 所

証明者氏名^{ふりがな}

印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^{ふりがな}及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名^{ふりがな}及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないこと。
- 2 証明者氏名^{ふりがな}の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 3 氏名^{ふりがな}の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者相続証明書

※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日

年 月 日

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

住 所

証明者^{ふりがな}氏名

印

住 所

証明者^{ふりがな}氏名

印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の^{ふりがな}氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継した者の^{ふりがな}氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないこと。
- 2 証明者は、2人以上とすること。
- 3 ^{ふりがな}氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業者事業承継証明書

※ 整理 番 号	
※ 受理年月日	年 月 日

年 月 日

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

被承継者 名称及び代

表者の^{ふりがな}氏名

印

住 所

承 継 者 名称及び代

表者の^{ふりがな}氏名

印

住 所

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録の年月日及び登録番号

2 承継の年月日

(備考)

- ※印の項は記載しないこと。
- ^{ふりがな}氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。